

事業系一般廃棄物 施設搬入について



環境局施設部
処理計画課

説明項目

- 計量について
- 年末年始の受入れについて
- 事業系一般廃棄物の受入基準等について
- 搬入不適物について
- 内容審査について
- 洗車について
- 搬入申請(年度更新)について

計量について

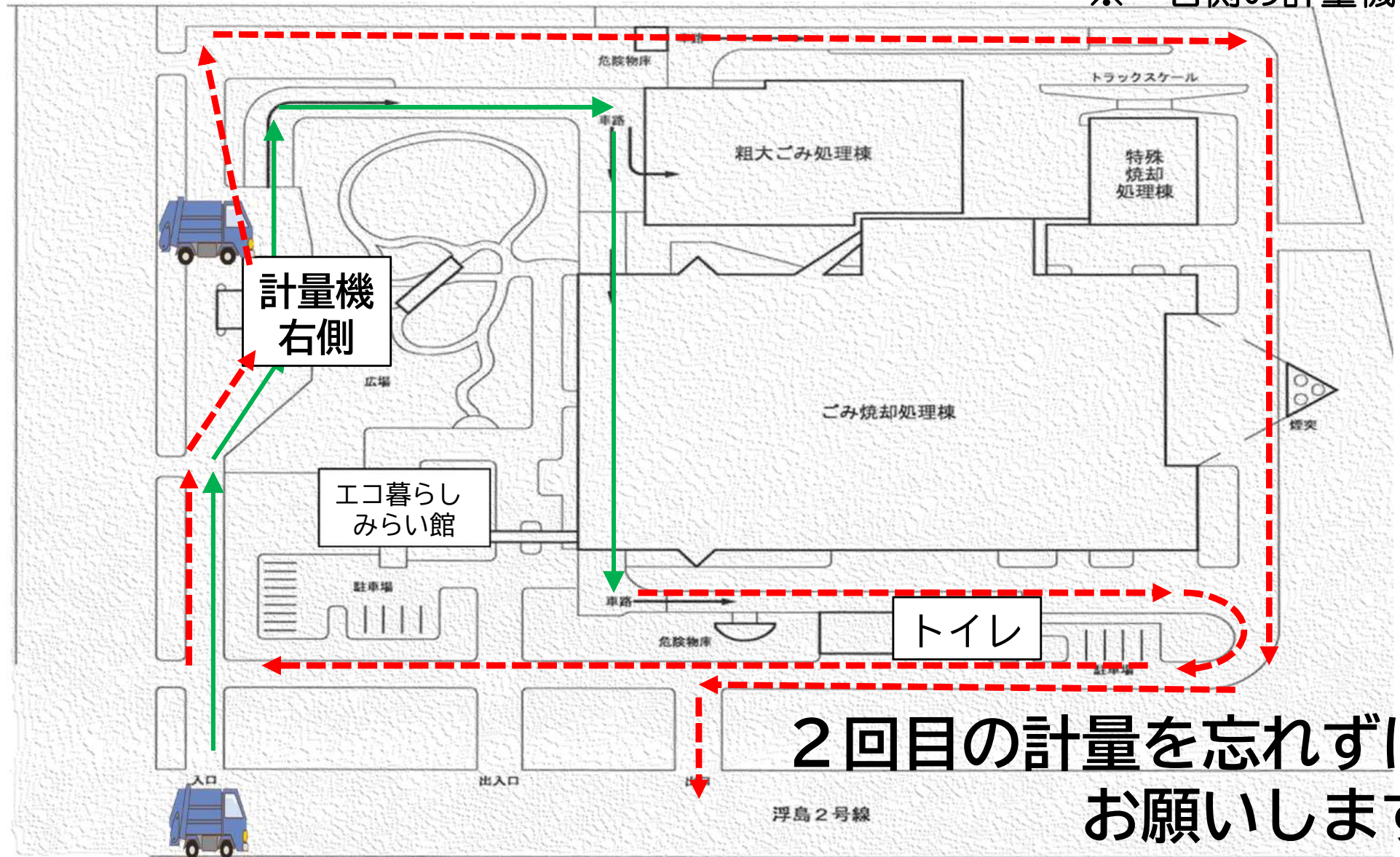
浮島・橘・王禅寺の全処理センターにおいて、搬入時・搬入後の2度計量を実施していますので2回目の計量を忘れずにお願いします。

計量に使用するICカードは紛失・変形しないよう適正に保管してください。車両の追加・変更、廃車等の際は速やかに申請（電子申請可）し、使用しなくなったICカードについては、各処理センターへ忘れずに返却してください。

浮島処理センター

2度回り（1か所で2回計量）

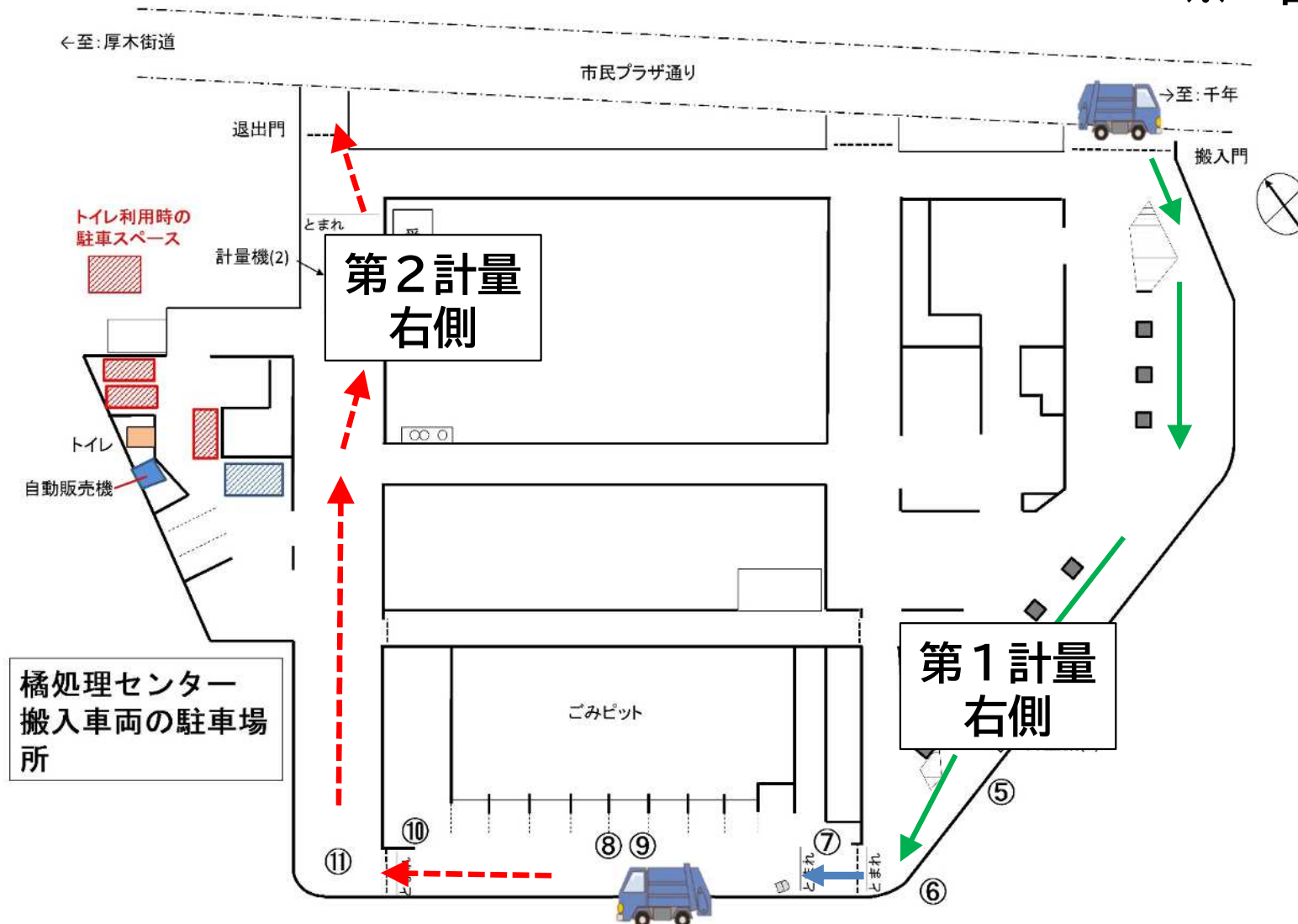
搬入時 →
搬入後 →
※ 右側の計量機へ



橘処理センター

1 度回り（2 か所で計量）

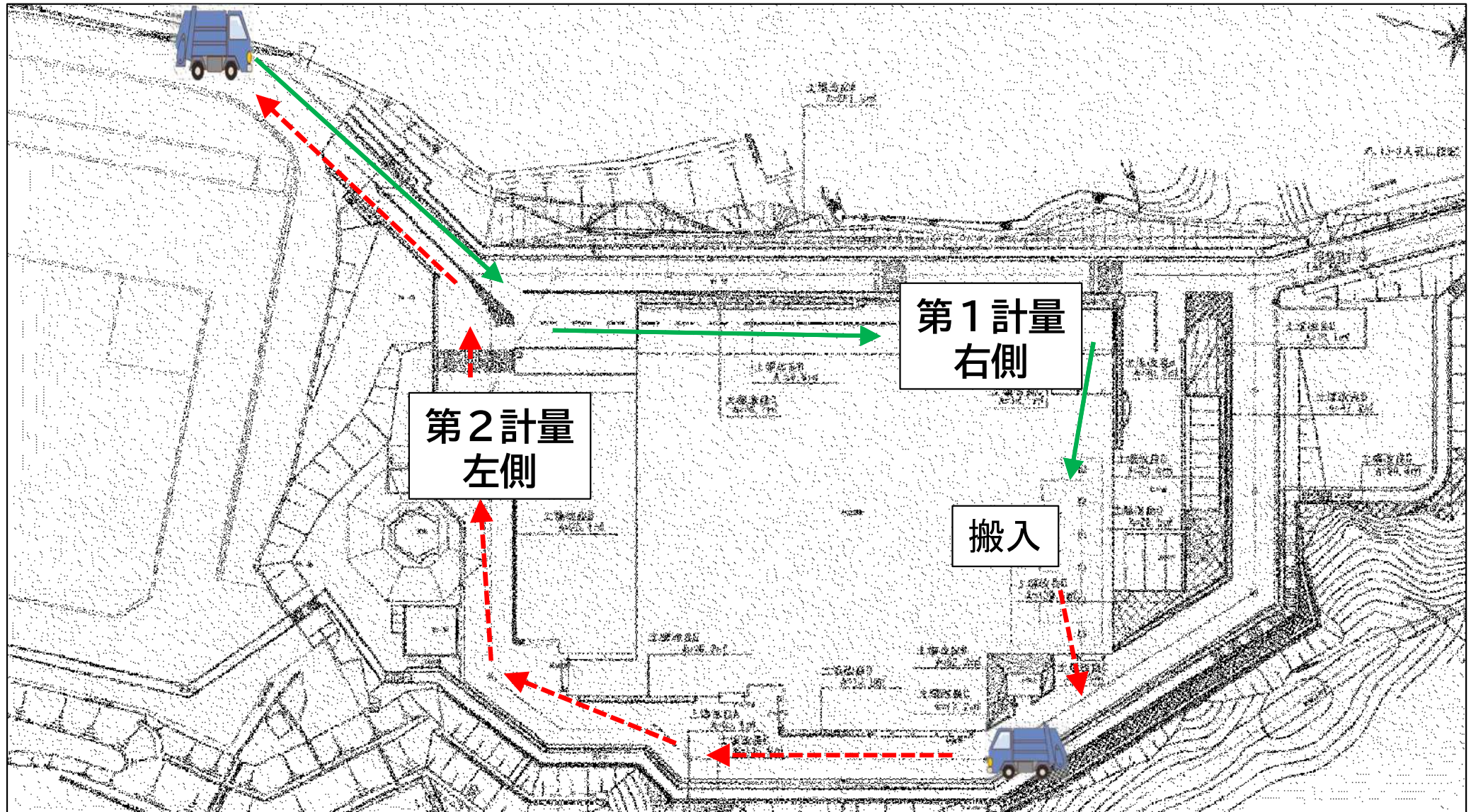
搬入時 →
搬入後 - - - →
※ 右側の計量機へ



王禅寺処理センター

1 度回り（2 か所で計量）

搬入時 →
搬入後 - - -
※ 右側の計量機へ



年末年始の受入れについて

●年末の受入について

年末は12月31日（火）まで通常通り受入れを行います。

なお、12月28日（日）は、浮島処理センターのみ受入を行います。

年末年始の受入れについて

●年始の受入について

1月1日（木） 受入なし

※1月2日（金） 王禅寺、橘、浮島

※1月3日（土） 王禅寺、浮島

1月4日（日） 浮島

1月5日（月）以降 3処理センターで受入

（※）受入れ時間は、8：00～13：00

事業系一般廃棄物の受入基準等について

●関連法令等（抜粋）

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例

第26条

2 前項の承認を受けた事業者が、事業系一般廃棄物又は一時多量ごみを指定処理施設へ搬入する場合は、市長の定める受入基準に従わなければならない。

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則

第12条

条例第26条第2項に規定する受入基準は、次のとおりとする。

(1) 本市の区域内で生じた廃棄物であること。

(2) 指定処理施設において処理できる性状及び形状の廃棄物であること。

(3) 指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物であること。

事業系一般廃棄物の受入基準等について

●関連法令等（抜粋）

○一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱

第10条

規則第12条第2号に規定する指定処理施設において処理できる性状及び形状は、別表1のとおりとする。

2 規則第12条第3号に規定する指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 有害性物質を含まないもの
- (2) 危険性のないもの
- (3) 爆発性のないもの
- (4) 著しく悪臭を発しないもの
- (5) 焼却可能なもの
- (6) 不完全燃焼を起こすおそれがないもの
- (7) 公害の発生するおそれのないもの
- (8) その他

事業系一般廃棄物の受入基準等について

別表1 指定処理施設において処理できる廃棄物の性状及び形状		
紙類	a 紙くず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
木・草類	a 木製品、木くず等	<u>長さ50cm、幅20cm程度に切断</u> してあるもの。
	b 角材、丸太等	<u>長さ50cm、太さ10cm程度に切断</u> してあるもの。
	c おがくず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
	d 枝葉類	<u>長さ50cm程度に切断</u> し、小さく束ねてあるもの。
繊維類	a 繊維くず等	バラ状に切断し、小さく束ねてあるもの。
	b テープ状のもの	長さ1m程度に切断してあるもの。
厨芥類	a 食品残渣	できる限り水分・油分を除去してあるもの。 焼却可能な大きさであること。
その他	上記以外にあっては市の指示によること。	

事業系一般廃棄物の受入基準等について

○指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時	排出事業者の 所在地（廃棄物の発生場所）	指 定 処 理 施 設		
			浮島処理センター	橘処理センター	王禅寺処理センター
定期搬入	【月曜日から土曜日】 搬入時間 8:00～12:00 12:50～16:00	川崎区	○	○	<u>×</u>
		幸区	○	○	<u>×</u>
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○
		麻生区	○	○	○
	【日曜日】 搬入時間 8:00～13:00	全 区	○	×	×

搬入不適物について

●医療系廃棄物



チューブや手袋は
廃プラスチック類
やゴムくずなどの
産業廃棄物に
なるため、
搬入できません。

【注意】
血液が付着した
紙くず等、感染の
恐れがあるものも
搬入できません。

搬入不適物について

●水銀使用製品廃棄物

蛍光灯・ボタン電池・水銀体温計・水銀式血圧計等の水銀使用製品は産業廃棄物に分類されることから搬入できません。



※処理センターの排ガスから基準を超える水銀が検出されると、焼却炉を停止しなければならない恐れがあります。

絶対に搬入しないよう、御協力をお願いします。

搬入不適物について

●二次電池（リチウムイオン電池）

二次電池とは、充電して繰り返し使用できる電池のことです。自転車用バッテリー・ドライブレコーダー・モバイルバッテリー等が代表的な製品になりますが、川崎市で収集は行っていません。二次電池は強い衝撃や局所的な力を与えると容易に出火するため、ピット内で火災が生じる危険性があります。



※絶対に搬入しないよう、御協力をお願いします。

搬入不適物について

●廃プラスチック類



ビニールや
白色トレイは、
汚れていても
廃プラスチック類に
分類されることから
産業廃棄物に
なります。
そのため、
搬入できません。

搬入不適物について

●廃プラスチック類



ペットボトルも
ビニールと同様に
廃プラスチック類
に分類される
ことから、
産業廃棄物に
なります。
そのため、
搬入できません。

搬入不適物について

●金属くず



空缶は
産業廃棄物の
金属くずに
分類されるため、
搬入できません。

搬入不適物について

●コンクリートくず、がれき類



コンクリートくず
やがれき類は
産業廃棄物に
なるため、
搬入できません。

内容審査について

●関連法令等（抜粋）

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則
第12条の2

施設搬入をしようとする者は、市長が行う受入基準に係る審査に協力しなければならない。

○一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱

第17条

規則第12条の2の規定に基づき、市は施設搬入される廃棄物について、適宜その内容を審査することができるものとし、廃棄物を指定処理施設に搬入しようとする者は、その内容審査に協力しなければならない。

第18条

市長は次の各号のいずれかに該当するときは、条例第27条の規定に基づき、廃棄物の受入を拒否することができる。

(1) 事業者が前条に規定する内容審査に協力しないとき

不適物の搬入防止に
ご理解とご協力を
お願いします。



洗車について（１）

搬入車両の汚水の排出及び汚水排出後の汚れの洗い流しにつきましては、処理センターで対応が可能です。

なお、処理センターごとに構造が異なることから、各処理センターにより対応方法が異なる場合がありますので、対応方法・対応時間の詳細につきましては、処理センターのピット前の作業員に御確認ください。

洗車について（２）

汚水の排出や汚水排出後の汚れの洗い流しの作業を行う場合は、立入禁止区域に入らないように作業を行ってくださいか、立入禁止区域に入る場合は、墜落制止器具を着用していただき、安全最優先での作業に御協力ください。

搬入（更新）申請について

更新申請は2年に1回（偶数年度）必要です。

次回更新の申請は令和8年度となりますので、令和7年度は更新申請が不要です

なお、搬入（新規・変更）申請は随時受け付けていますので、車両の追加等ありましたら速やかに申請してください。電子申請（Logoフォーム）からも申請できます。

Logoフォーム申請について

URL: <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000012991.html>

川崎市 KAWASAKI CITY

緊急情報なし
防災ポータル

Google 検索

Language よくある質問FAQ AIチャットボット 外部リンク オンライン手続 ほか メニュー

くらし・総合 こども・子育て 魅力・イベント 事業者 市政情報 防災・防犯・安全

現在位置 トップ > 事業者 > 搬出・手続・各種情報 > 環境 > 事業所から出るごみ > 施設搬入（搬入申請方法など） > 事業者一般廃棄物の施設搬入について > 一般廃棄物収集運搬業者の施設搬入申請

一般廃棄物収集運搬業者の施設搬入申請

公開日：2023年12月13日
更新日：2025年9月3日

申請方法

必要書類

「事業者一般廃棄物搬入申請書」
搬入に使用する車の自動車検査証（写） 他

オンライン手続 | 事業者一般廃棄物搬入申請書（新規・変更・更新等） 外部リンク

● 根拠となる条例・規則・要綱等：川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則 第9条

このフォームから手続される方は、必ず、[利用規約](#) 外部リンク 及び [プライバシーポリシー](#) 外部リンク を事前にご確認ください。本サービスを利用された方は、本規約等に同意したものとみなします。

この情報の続きを見る

事業者一般廃棄物の施設搬入について

一般廃棄物収集運搬業者の施設搬入申請

自己搬入事業者（大口）の施設搬入申請

自己搬入事業者（小口）の施設搬入申請

臨時の施設搬入



事業者一般廃棄物搬入申請書（新規・変更・更新等）

入力フォーム

1 入力1 2 入力2

下記のフォームにご入力をお願いします。

Q1. 申請内容 必須

☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 更新

こちらは事業者一般廃棄物を川崎市のごみ焼却施設に搬入するための申請フォームです。
搬入許可を新たに希望する場合は「**新規**」を、
搬入車両や事業者情報など申請した内容に変更がある場合は「**変更**」を、
許可期間満了に伴う更新に係る申請の場合は「**更新**」を選択してください。
今回の手続きにより更新される許可期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日となります。

許可区分 必須

☐ 収集運搬許可業者 ☐ 自己搬入事業者（大口） ☐ 自己搬入事業者（小口）

川崎市の一般廃棄物収集運搬許可を有している事業者は、「**収集運搬許可業者**」を、
事業者一般廃棄物を自己搬入する事業者のうち、見込まれる搬入量が平均200kgを超える場合は「**自己搬入事業者（大口）**」を、
200kgを超えない場合は「**自己搬入事業者（小口）**」を選択してください。

事業者一般廃棄物搬入申請書の提出【搬入希望事業者用】

【申請にあたっての確認事項】

- 申請内容について、確認の御連絡を差し上げることがあります。
- 搬入証やICカード等の準備が出来ましたら、処理センターから御連絡を差し上げます。申請から御連絡までの目安は、新規・変更の申請の場合業者の、更新後の搬入証等交付目安は令和7年3月中になります。

【搬入にあたっての確認事項】

手数料の支払いについては、口座振替払いが便利です。
口座振替をご希望される場合は、各処理センターまたは処理計画課まで
ご連絡ください。

御覧いただき
ありがとう
ございました。

